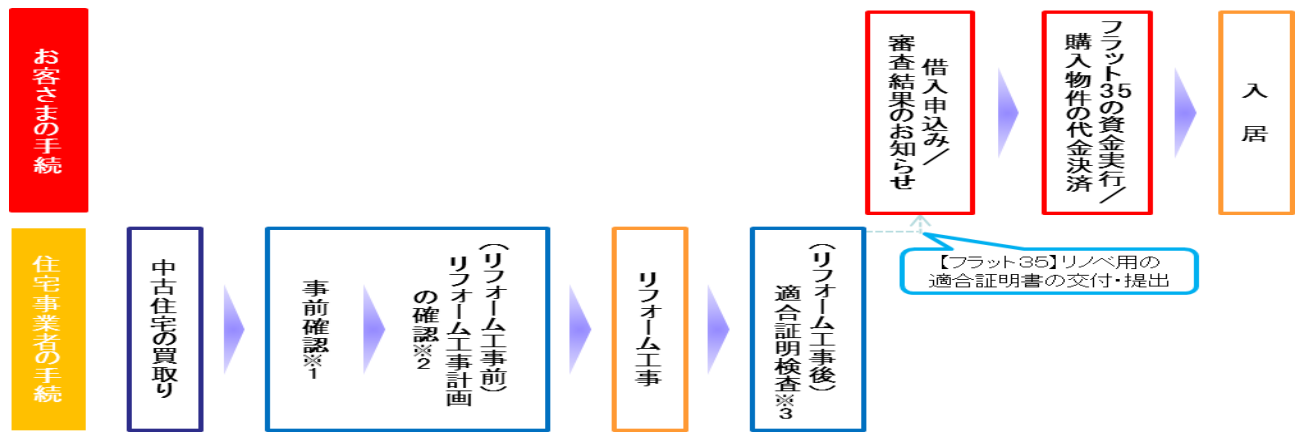


住宅事業者により性能向上リフォームが行われた中古住宅を購入する場合（買取再販タイプ）



(注1) 上図は、一般的な手続の流れを示しています。「事前確認」を省略し、「リフォーム工事計画の確認」をリフォーム工実施後の「適合証明検査」の際に、併せて行うこともできます。【フラット35】リノベ用の適合証明書はフラット35の資金実行までにご提出いただく必要があります（借入申込みの際に必ずしも提出していただく必要はありません）。

(注2) 借入申込みは、【フラット35】の取扱金融機関となります。

- ※1 リフォーム工事前の中古住宅について、【フラット35】の技術基準への適合状況及び【フラット35】リノベの技術基準（リフォーム工事により適合させる基準に限りません。以下同じ。）に適合していないことを適合証明検査機関が確認します。
- ※2 リフォーム工事に関する計画図書等により、【フラット35】及び【フラット35】リノベの技術基準に適合する工事計画となっていることを、適合証明検査機関が確認します。
- ※3 リフォーム工事後の中古住宅について、【フラット35】及び【フラット35】リノベの技術基準に適合していることを適合証明検査機関が確認します。